

標的型攻撃メール訓練に係る業務委託
仕様書

令和5年1月27日
独立行政法人農林漁業信用基金

第1 基本事項

1 目的・契約期間

独立行政法人農林漁業信用基金（以下、信用基金という。）の役職員に対して偽の標的型攻撃メールを送信し、役職員がメールの不審な点に気付いて開封を回避できるかを模擬的に訓練することで、標的型攻撃メールへの耐性の向上を図る。

契約期間は、契約締結日～令和5年3月31日（金）とする。

2 要件

- (1) メール送信対象者数は、125人程度とする。
- (2) メール送信回数は、1回とする（信用基金担当者限りの予行演習を除く。）。
- (3) メール送信者、メール本文のカスタマイズができること。
- (4) 訓練メールの形式は、ファイル添付形式（ファイルの形式は、**Microsoft Office** ファイル又は **ZIP** ファイル）とする。

※ ZIP 内のファイルを開いた際に、編集ボタン押下にて開封カウントとすることも可。

- (5) 役職員が上記添付ファイルの中身を開封した場合は、教育用コンテンツを表示できること。なお、教育コンテンツの形式は指定しない。（例：文書と画像にて構成された.docx 形式のコンテンツ。）
- (6) 添付ファイルを開封した役職員を特定でき、部署別に集計することが可能な形式でデータを収集すること。
- (7) 信用基金のシステム環境は下記を前提とすること。

OS：Windows10 Pro(x64)

Office ソフト：Microsoft Office 2016、Microsoft Office 2019

- (8) 上記のほか、本業務遂行に必要な作業等も本契約に含めるものとする。

3 業務委託内容

請負者は、以下に従い標的型攻撃メール訓練を実施すること。

(1) 事前準備

- ① 請負者と信用基金担当者との訓練内容、スケジュールの意識合わせを行い、実施計画書を作成する。
- ② 請負者は、メール本文の案及び教育用コンテンツ案を提示する。
- ③ 信用基金担当者は、メール送信対象者リストを請負者に提示する。
- ④ 請負者は、信用基金担当者との協議し、信用基金担当者の指示の下、メール本文、教育用コンテンツを確定させる。
- ⑤ 請負者は、信用基金担当者への事前説明を行う。

- (2) 動作確認
- ① 請負者は、信用基金担当者へテストメールを送信する。
 - ② 信用基金担当者は、テストメールの受信確認を行い、添付ファイルを開封する。
 - ③ 請負者は、信用基金担当者が添付ファイルを開封したことを開封ログ等で確認する。
- ※ テストメールの送信において、メールが正常に受信できない事象（受信拒否等）が発生した場合、メール内容の変更やホワイトリスト設定を行う等の回避策を検討した上で訓練本番のメール内容を決定すること。
- (3) 訓練メール送信
請負者は、信用基金の役職員に対して訓練メールを送信する。（訓練メールの送信時間は平日日中帯を想定している。）
- (4) アンケート調査
請負者は、信用基金の役職員に対してアンケート調査を行う。（アンケートの内容については信用基金と協議の上決定する。）
- (5) 訓練結果レポート作成
請負者は、信用基金の役職員の開封ログ等を部門別、役職別に集計及び評価等を行う。（アンケート調査の結果集計も含む。）
- (6) 結果報告
請負者は、訓練結果について上記訓練結果レポートを含む結果報告書を作成し、メールにて信用基金に提出する。（結果報告書の内容については、信用基金と協議の上決定する。）
- (7) 付随作業
信用基金担当者からの問い合わせ対応及び議事録の作成等について対応すること。
- (8) 参加人員
信用基金の役職員125名程度とする。
- (9) 実施場所
信用基金とする。
- (10) 実施回数
信用基金担当者限りの予行演習1回及びその他役職員への訓練1回とする。

4 機密保持等

- (1) 請負者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、信用基金から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者には秘密とし、また、本業務に係る作業以外の目的で利用しな

いものとする。

- (2) 請負者は、本業務に係る作業に関与した請負者の作業担当者が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (3) 請負者は、本業務に係る検収後、請負者の事業所内部に保有されている本業務に係る信用基金に関する情報について返却又は廃棄を行うとともに、信用基金からの貸与物について返却するものとする。
- (4) 請負者は、本業務に係る情報の保存及び運搬に当たっては、情報の漏洩又は毀損を防止するための十分な安全管理措置を講じるものとする。

5 個人情報取扱い

請負者は、本業務における個人情報の保護について、次の措置を実施するものとする。なお、請負者が、個人情報の取扱いにおいて、適正な取扱いをしなかった場合には、本業務に係る契約を解除することがある。

- (1) 請負者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、請負者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 請負者は、個人情報の適正な取扱いを図るための責任者を選任し、併せて報告を行うこと。
- (3) 個人情報を複製する際には、事前に信用基金の許可を得ること。ただし、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、破棄・消去を実施すること。
- (4) 請負者は、本業務を履行する上で個人情報の漏洩等、個人情報の機密保持に反する行為及び安全確保の上で問題となる事案等を把握した場合には、直ちに信用基金に報告すること。

6 情報セキュリティ遵守事項について

請負者は、別紙「情報セキュリティ遵守事項について」の事項を遵守すること。

7 再委託

請負者は、本業務の全部又は本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者（受注者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。また、本事業の契約金額に占める再委託契約金額の割合は、2分の1以下とすること。

8 契約不適合責任

- (1) 信用基金は、契約の目的物の引渡しを受けた後において、引き渡された目

的物に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない事実(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請負者に請求することができる。

- (2) 前項に規定する場合において、信用基金が請負者に対し、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、信用基金はその不適合の程度に応じて請負者に代金の減額を請求することができる。
- (3) 前二項の請求によって補えない損害が発生した場合には、信用基金は請負者に対しこれらの請求とともに損害賠償を請求することができる。
- (4) 信用基金が契約不適合を発見した時から1年以内にその旨を請負者に通知しないときは、信用基金は契約不適合を理由として、履行の追完、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負者が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかった時は、この限りでない。

9 監査

本業務の履行状況につき、信用基金が監査する旨申し出たときは、定期的又は随時に関わらずこれを受け入れること。また、請負者はこれに協力し、必要な情報を提供すること。

10 遵守すべき法令

請負者は、民法(明治29年法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)等の関係法規を遵守すること。

11 知的財産権の帰属等

- (1) 請負者は、本業務により作成する成果物に関し、著作権法第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を信用基金に譲渡するものとし、信用基金は当該成果物を独占的に使用するものとする。

なお、請負者は信用基金に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。また、請負者が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、信用基金と別途協議するものとする。

- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、信用基金が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、請負者は、当該著作権の使用

に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、このとき、請負者は、当該著作物の使用許諾条件につき、信用基金の了解を得るものとする。

- (3) 請負者は、本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら信用基金の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。

なお、信用基金は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに請負者に通知することとする。

12 その他

- (1) 請負者は、本業務の円滑な運営を図るため、信用基金と連絡を密にするとともに、業務上不明な事項が生じた場合には、信用基金の指示を受けるものとする。
- (2) 請負者は、本業務の実施においては、全て日本語で対応するものとする。
- (3) 請負者は、本業務について、その契約期間中に本仕様書等の関係書類に基づいて、信用基金が情報の開示又は作業の改善等を求めた場合には、速やかに対応するものとする。
- (4) 請負者は、信用基金が定め、又は指示する設備等の管理・運用に関する諸規則を遵守するものとする。
- (5) 信用基金は、請負者が本業務を履行する上で必要な関係資料を随時貸与する。ただし、請負者は、信用基金から貸与された資料について、信用基金から請求があった場合又は本業務に係る契約期間終了時に信用基金に返還するものとする。
- (6) 請負者は、本業務を実施する作業担当者の身元、規律の維持、風紀及び安全衛生等の人事・労務管理について責任を負うものとし、作業担当者の責めに起因する事件、事故等が発生した場合には、一切の責任を負うものとする。
- (7) 契約締結前の準備作業については、請負者の責任において実施すること。

第2 請負条件

請負者は、以下の要件を満たすことを証明すること。

- (1) 請負者の担当事業所は、プライバシーマーク付与認定、JIS Q 27001（日本産業規格）又は ISO/IEC 27001（国際規格）のいずれかを取得していること。
- (2) 請負者は、本業務の作業体制に訓練責任者及び副訓練責任者を設置することとし、訓練責任者及び副訓練責任者のいずれかは、過去に標的型攻撃メール訓練結果に関する評価及び報告書作成の実績があること。

上記実績を証明する資料として、訓練責任者及び副訓練責任者のいずれか

がこれまでに実施した標的型攻撃メール訓練について、対象の会社名（差し支える場合は、「一部上場企業」等の表現も可。）、実施時期、訓練内容、訓練メール送信人数、分析方法を記載した資料（書式任意）を提出すること。

(3) 訓練責任者又は副訓練責任者は、次のいずれかの資格を有すること。これらの資格を有しない場合は、信用基金がこれらの資格と同等と認める資格や能力を有すること。

- ① 情報処理安全確保支援士
- ② 情報セキュリティプロフェッショナル認定資格（CISSP）
- ③ 公認情報システム監査人（CISA）
- ④ 情報セキュリティスペシャリスト又はテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）の資格。
- ⑤ 認定ホワイトハッカー(CEH)
- ⑥ 認定ネットワークディフェンダー（CND）
- ⑦ システム監査技術者

第3 作業の体制及び方法

1 作業体制

請負者は、作業人数等を明確にし、事前に信用基金に報告すること。

請負者は、信用基金のほか、必要に応じて関連業者と一体となって相互に協力しつつ、本業務を遂行するものとする。

2 作業場所

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー2 8階

独立行政法人農林漁業信用基金

※ 実質的に訓練が可能であれば、請負者事務所等からクラウド環境やシステム等を活用し訓練メールを送ることも可能。

3 作業環境

請負者が作業を実施するための作業場所及び対象機器を信用基金が用意し、その他必要となる作業環境等を請負者にて用意すること。作業を実施する上で信用基金が用意する環境を使用するに当たっては、十分な注意を払い、適正に使用すること。また、請負者は、これらを本業務以外の目的に使用しないこと。

4 照会先

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー2 8階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 I T活用課

電話番号：03-3434-7814

第4 業務について

1 業務計画・手順

請負者は、本件業務について、実施計画書等を作成し、信用基金に提示・承諾を受けた後、当該実施計画書等に従い業務を行うものとする。

※ 調査の過程で本調達内容との調整が必要な場合は、信用基金と協議するものとする。

2 納入期限・納入成果物

(1) 納入期限

当該仕様書に示す全ての業務を、契約締結後45日間以内に実施すること。

(2) 納入成果物

以下の成果物をCD-ROM又はDVD-ROMに収録して納品すること。

- ・実施計画書
- ・結果報告書（訓練結果レポートを含む）
- ・その他本業務において作成した議事録・資料等

納入成果物は、別途指示する期日までに書面（各1部）及び電子媒体（CD-R等1部）に納めて提出し、信用基金の承認を得ること。

なお、書面による提出書類は、原則としてA4判とし、日本語で記載すること。電子媒体に格納するファイルについては、Microsoft Word 2016、Microsoft Excel 2016、Microsoft PowerPoint 2016等の信用基金が使用するLAN端末で編集可能な形式のファイルとして提出すること。これ以外の形式を利用する場合には、事前に信用基金に相談すること。

また、専門用語を使用する際には必要に応じて説明を付すこと。

(3) 納品場所

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金

(4) 試験、立会い検査

適切な品質検査を実施のもと、本業務を行うこと。

(5) 検査

納品成果物の提出後、信用基金により内容の確認を実施するものとする。

以上

(別紙)

情報セキュリティ遵守事項について

1. 基本的事項

受託者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から提供された個人情報等の情報や受託業務を通じて取得した情報（以下「重要な情報」という。）の重要性を認識し、これらの取扱いにあたっては、情報漏えい等のセキュリティ事故（以下「事故」という。）が発生することのないよう適切に取り扱わなければならない。

2. 目的外利用の禁止

受託者は、信用基金の指示又は承諾があるとき以外は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た情報を、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

3. 情報セキュリティ対策における管理体制

受託者は、重要な情報の管理に責任を持つ責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、重要な情報の管理体制について、受託業務の開始前に信用基金に届け出なければならない。

4. 意図せざる変更が加えられないための管理体制

受託者は、従業員、再委託先、若しくはその他の者による不正が見付かった際に、信用基金と受託者が連携して原因を調査及び排除できる管理体制を整備しなければならない。

5. 教育の実施

受託者は、重要な情報の管理責任者及び従業員に対し、この遵守事項の内容を周知徹底し、その遵守に必要な教育を行わなければならない。

6. 情報の提供

受託者は、資本系・役員等の情報、事業の実施場所、従業員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供しなければならない。

7. 事故発生時における対処方法

受託者は、事故が発生した場合に備え、信用基金に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。

8. その他脅威に対する情報セキュリティ対策

受託者は、役務内容を一部再委託する場合、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

9. 秘密の保持

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

受託者は、契約終了後速やかに重要な情報の現物、複製、要約及び業務において直接発生した二次情報を信用基金に返却又は廃棄しなければならない。

10. 履行状況の報告等

信用基金は受託者に対し、この遵守事項に基づく情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求めることができる。

信用基金は、履行状況の確認等のため、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについての監査を実施することができる。

11. 契約の解除及び損害賠償

信用基金は、受託者がこの契約による業務を処理するにあたって、この遵守事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

12. その他

受託者は、この遵守事項の解釈について質疑が生じたとき、又はこの遵守事項に定めのない事項については、信用基金と協議の上、定めるものとする。